

# 令和8年度千葉県若年性認知症支援コーディネーター事業 プロポーザル募集要項

## 1 事業の趣旨

### (1) 目的

65歳未満で発症する若年性認知症は、仕事、家事、子育てのキーパーソン世代に発症することから、身体的、精神的、経済的に大きな負担を強いられることが考えられます。

若年性認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、若年性認知症支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」と言う。）を配置し、若年性認知症の人やその家族等からの相談に対応するとともに、若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを構築し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続及び社会参加等の各種支援を行う事業を実施します。

### (2) 事業の実施方法

企画提案を募り、選定会議を経て1団体を決定し、事業委託により実施します。

## 2 公募する事業・委託金額等

### (1) 事業名

令和8年度千葉県若年性認知症支援コーディネーター事業

### (2) 委託金額

7,733,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記委託金額は、令和8年2月県議会において、令和8年度当初予算が成立することを前提としたものです。予算不成立の場合は、別途、御案内します。

※ 支払い方法は、原則として精算払いとします。

### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

別添「令和8年度千葉県若年性認知症支援コーディネーター事業」企画提案仕様書のとおり

## 4 応募資格

次の（1）から（6）までの全ての条件を満たすものとします。

- (1) 事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる団体であるもの（団体の所在地は問わない）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと

(6) 暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと

## 5 全体スケジュール

内容	期間
公募	令和8年2月 9日（月）から 2月27日（金）まで
質問受付期限	令和8年2月20日（金）午後5時まで
応募書類等提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和8年3月 9日（月）～3月19日（木） いずれか一日
結果通知	令和8年3月下旬 (各応募者に文書で通知します。)

## 6 応募方法

### (1) 応募書類

以下のア～ケまでの書類を作成し、下記により提出してください。

- ア 受託申込書【様式1】
- イ 経費見積書【様式2】
- ウ 役員名簿【様式3】
- エ 確認書【様式4】
- オ 団体の定款等
- カ 団体全体の直近二か年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- キ 団体の概要を明記したものを添付すること【任意様式】
- ク 相談場所周辺図（開設前の場合は予定地周辺図）・相談場所見取図【任意様式】
- ケ その他、参考資料があれば添付

### (2) 提出方法

持参、郵送

### (3) 提出上の注意

提出は、持参又は郵送とする。

- ア 提出部数 各正本1部、写し8部
- イ 提出書類は、A4判・縦置きサイズで両面印刷とすること。
- ウ 提出書類は、左端に2穴を開けて綴じること。

### (4) 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

※持参の場合の提出時間は、開庁日の午前9時から午後5時までの間とします。

### (5) 提出先 千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 認知症対策推進班

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

メールアドレス : koureis@mz.pref.chiba.lg.jp

## 7 応募書類の入手方法

応募書類は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課において配布します。

また、千葉県ホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/nyuu-kei/buppin-itaku/nyuusatsukoukoku/r8jyakunenkodhineta-itaku.html>

## 8 業務委託先の選定

### (1) 選定方法

提出された申込書等の形式的審査を行います。その後に、外部有識者を含む選定会議において、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき選定会議委員が審査し順位をつけ、その結果を踏まえて、県が委託事業者を選定します。

### (2) 形式的審査項目

- ア 必要な書類が揃っているか。
- イ 必要な部数が揃っているか。
- ウ 申込書等に必要事項が記載され、企画提案仕様書に沿って作成されているか。

### (3) 選定会議における審査項目

No.	審査項目	審査基準
1	団体について	団体として医療・福祉・就労等に対する相談業務の実績があるか。
		団体のコーディネーター事業の活動方針が企画提案仕様書の理念に合致しているか。
2	職員の配置体制	コーディネーターを2名以上配置できる体制となっているか。
		コーディネーターは、事業の実施に必要な能力・経験を有しているか。
3	事務所の体制	若年性認知症専用相談窓口の設置場所、広さは適当か。また、プライバシーに配慮されているか。
4	業務の体制	相談支援業務を適切に実施するための体制は整っているか。
		若年性認知症の社会的特徴と支援の特性を理解し、相談者の状況に応じた支援計画を策定することが期待できるか。
		行政及びその他の関係機関等との幅広い連携が期待できるか。
		普及啓発の取組に工夫が見られ、コーディネーターの役割の周知と若年性認知症の理解促進が期待できるか。
		つどいの開催方法に工夫が見られ、若年性認知症の人やその家族等が悩みや情報を共有する場として機能することが期待できるか。
		居場所(つどいの場)の開催方法に工夫が見られ、ボランティア活動等を通じて若年性認知症の人の社会参加促進に向けた支援が期待できるか。
5	管理体制	運営の独立性と公平性が確保されているか。
		相談者に対する支援記録など、個人情報の適切な取扱いを確保する措置は取られているか。
		コーディネーターのスキルアップへの取組が期待できるか。
		見積経費は事業運営に対して適当と認められるか。

### (4) プrezentation・ヒアリング

日時：令和8年3月9日（月）～3月19日（木）

いずれか一日 ※日時は別途連絡

場所：未定 ※場所は別途連絡

出席者：2名以内

留意事項：ア 説明は口頭とし、提出した企画提案書等の資料を用いて行うものとします。

イ プレゼンテーション・ヒアリングに参加できない場合は、審査の対象から除外します。

#### (5) 選定結果

結果については、プレゼンテーション後に、全ての応募者に文書で通知するとともに、最優秀提案者を千葉県ホームページ上で公開します。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切応じません。

#### (6) その他

選定に関する異議には、一切応じません。

### 9 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応します。

#### (1) 受付期間・方法

質問書【様式5】を、令和8年2月20日（金）午後5時までに電子メールにより提出してください。

その際、件名を「【令和8年度千葉県若年性認知症支援コーディネーター事業】（事業者名）」としてください。

〈問い合わせ先〉 E-mail : [kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp)

電子メール送信後、電話にて必ず到着確認をお願いします。

#### (2) 質問の回答

質問のあった全ての事項とそれに対する回答は、随時、千葉県ホームページに掲載します。

### 10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

#### (1) 応募資格のないものが応募した場合

#### (2) 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合

#### (3) 提出された応募書類に虚偽の記載があった場合

#### (4) 破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合

#### (5) 選定委員、又は関係者に選定に関する援助を直接的、間接的に求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合

#### (6) 前記各号に定めるもののほか、応募に当たり著しく信義に反する行為があった場合

### 11 その他の留意事項

#### (1) 本案件に参加する費用は、すべて応募者の負担とし、受託申込書（企画提案書）作成及び提出に対する報酬はないものとします。

#### (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めません。

#### (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

#### (4) 提出書類は必要に応じて複写します。また、使用は県庁内及び選定での検討に限ります。

#### (5) 提出された書類は一切返却いたしません。

#### (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を公開する場合があります。

## 12 問い合わせ先・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 認知症対策推進班（担当者：藤田、秋山）  
TEL 043-223-2237  
FAX 043-227-0050  
E-mail koure16@mz.pref.chiba.lg.jp